

# 令和3年度 事業計画

## I 基本方針

社会保険事業の円滑な運営に資するため、日本年金機構県内各年金事務所及び全国健康保険協会秋田支部等関連団体との協力連携のもと、社会保険制度の普及、啓発と会員事業所の被保険者及び被扶養者の健康と福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

なお、当協会のこれまでの永きにわたる公益的な事業の積み重ねの実績を基礎とし、当協会の本来の目的に沿った公益性の高い事業運営の更なる充実を図ることとする。

- (1) 社会保険制度の普及、啓発を図るための広報宣伝及び研修事業を行う。
- (2) 制度広報、健康づくり、制度説明等の社会保険事業の推進を支援する。
- (3) 年金委員・健康保険委員により組織される各地区社会保険委員会の活動を支援する。
- (4) 本会事業を円滑かつ適正に実施するため、総会及び理事会を開催し、事業状況等について報告するとともに、事業計画及び予算、決算その他重要な事項について審議する。

## II 具体的事業内容

### 1. 会議

(1) 理事会、評議員会を開催する。

- ① 6月中旬 理事会・評議員会（決算総会）
- ② 12月上旬 理事会
- ③ 3月中旬 理事会・評議員会（予算総会）
- ④ 随時

(2) 諸会議の開催

- ① 本部・支部連絡会議を随時開催する。
- ② 広報誌「社会保険あきた」の編集員会議を隔月開催する。
  - ・ 発行日（偶数月の月末）の前月中旬実施
  - ・ 編集員会議は、協会長から委嘱されている委員6名（年金事務所と協会けんぽの職員）のなかから、代表年金事務所の副所長を含む3名と当協会からの1

名の計4名で開催する。

(3) 諸会議等への出席（参加）

- ・ 全社連主催の「総会」「地区別会議」「職員研修会」「理事セミナー」等
- ・ 東北・北海道・新潟ブロック専務・常務理事会議
- ・ 各地区社会保険委員会総会・研修会

2. 制度普及に関する事業

(1) 広報活動の実施

- ① 広報誌「社会保険あきた」を隔月発行し、重要かつタイムリーな情報を提供するとともに、制度の改正点等について周知する。  
併せてホームページを活用する。
- ② 社会保険関係の参考図書・テキストを配付し、年金制度・健康保険制度及び労働保険制度等の周知を図る。
  - ・ 「社会保険の事務手続（適用・給付版）」……新年度版を毎年4月に配布
  - ・ 各種参考図書、パンフ・リーフレット等……研修会・説明会等で配布
- ③ 当会役員、各地区社会保険委員会役員、各年金事務所、協会けんぽ秋田支部等に対し「月刊社会保険」を配布し、法律改正の内容や健康管理情報等を提供する。

(2) 研修会・説明会の開催

- ① 「社会保険新規適用事業所事務担当者説明会」又は「社会保険新任担当者事務説明会」を開催する。  
7月～8月に実施 県内4～5カ所
- ② 「年金シニアライフセミナー」の開催を検討する。  
9月～11月に実施 県内2カ所
- ③ 年金制度、健康保険制度及び雇用保険制度等に関する「制度別事務説明会」を開催する。  
11月～12月に実施 県内4～5カ所

(3) 年金相談等について協力連携に努める。

(4) 生活習慣病予防健診・特定健診の受診勧奨について広報を実施する。

### 3. 健康管理に関する事業

#### (1) 「健康管理講座」を実施する。

健康管理意識の向上に資するため、申出のあった事業所等において1時間ほどの講座を無料で実施し、従業員等の健康づくりをサポートする。

- ・ 派遣する講師…………… 保健師・栄養士・健康運動指導士
- ・ 受講者数（見込み）… 1, 000人

#### (2) 健康づくり（体育活動）事業の一環として各種球技大会等を実施する。

#### (3) 健康づくり事業等社会保険協会事業に積極的に参画している優良事業所の表彰を実施する。

#### (4) 健康管理セミナー・ライフセミナー等の開催を検討する。

### 4. ホテル等の契約施設を優待料金で利用できる「施設利用会員証」を発行・更新する。

### 5. 社会保険関係団体等への活動支援

各地区社会保険委員会（年金委員・健康保険委員により組織）及び秋田県社会保険委員会連合会の活動を支援する。

なお、当該委員会及び連合会の事業運営や事務のあり方については、平成27年度に一部見直されたところであるが、今後、より効果的な社会保険行政への協力に資するため、更に理想的なあり方について検討するとともに、県内の各年金事務所や協会けんぽの指導をいただきながら、当会からも提言をさせていただくこととする。